



山形大学基金

Yamagata University Fund

山形大学基金事務室

〒990-8560 山形市小白川町1丁目4-12 TEL.023-628-4497
E-Mail yukikin@jm.kj.yamagata-u.ac.jp <https://www.yamagata-u.ac.jp/fund/>



あなたのご遺志を未来につなぐ

- 金額の多寡に関わらず、遺贈をお受けいたします。
- ご寄付の用途を指定できます。次の4つから選択いただけます。なお、詳細な説明のご希望がございましたら、ご相談願います。
 - ・経済的修学困難学生へのご支援
 - ・大学公認学生サークルへのご支援
 - ・山形大学運営全般へのご支援
 - ・学部等へのご支援

- 「山形大学基金」に遺贈される場合、相続税はかかりません。
- 現金以外の有価証券、不動産のご遺贈も賜っております。なお、売却が困難な場合は受けとれない場合がございますので、事前にご相談願います。



「遺贈寄付」とは

「遺産を次世代の発展に託したい」

そうしたお気持ちを遺言書に残しておく、お亡くなりになってもご自分のお気持ちを生かすことができます。

この遺言による財産寄付を「遺贈」といい、法定相続とは別に認められています。

山形大学基金は、遺贈寄付をお考えの方々のお役に立つよう、次の信託銀行と提携して「遺贈によるご寄付」を受け付けております。

みずほ信託銀行株式会社仙台支店

三井住友信託銀行株式会社仙台支店

次世代の発展にお力添えをいただけるという皆さまの想いを未来に生かす「遺贈寄付」を、ぜひご活用ください。よろしくお願いいたします。

皆さまの想いを山形大学の「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」のために

山形大学は、「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」の3つを使命として、人口減少やグローバル化で大きく変わりつつある社会を持続的に発展させるために、教育・研究・地域貢献に全力で取り組んで参りました。6学部と7研究科において地域変革の担い手となる若者を教え育て、多くの有為な人材を世に送り出してきました。

「山形大学基金」は2016年の創設

以来、卒業生や在学生の保護者、地元企業など多くの皆さまからご支援をいただいております。本基金によって、経済的に修学困難な学生や、国際交流、課外活動への支援をはじめ、キャンパス環境の改善が進み、学生の就学において大きな支えとなっております。

今後、本基金は山形大学が持続的に活動する上でますます重要となる一方で、本基金の活動に賛同され、ご家族から

の相続財産や将来ご自身が遺される財産を本学のために役立てて欲しいとのお申し出が増えることも予想されます。

ここに「山形大学基金」への遺贈をお考えの皆さまに、その概要をご案内いたします。

本学の「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」のために、皆さまのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

遺贈寄付の手続き

事前相談

山形大学基金事務室にお問い合わせください。

遺言書の作成

遺言書を作成する際に、山形大学へのご寄付を具体的に指定していただくことで、ご遺志の実現を確実なものとすることができます。

遺言執行

相続人への遺産配分と山形大学へのご寄付が執行されます。山形大学へのご寄付は、大切に活用させていただきます。

専門家の紹介

お話を伺いしながら、ご希望により専門家・専門機関を紹介させていただきます。

遺言書の保管

提携の信託銀行又は公正証書役場で保管いただくことをお勧めいたします。